

起業家・企業が知っておくべき

人を雇用する際の基本知識

～雇用指針から学ぶ労務管理～



正社員・契約社員・パート・アルバイトなど、経営者として従業員を雇うこと上の法律上の義務・責任、必要な手続きや労務管理について、弁護士・社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。

**参加
無料**

日時 平成29年6月28日(水) 13:30～受付開始
13:45～15:25 セミナー
15:25～16:10 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:10～個別相談会

会場 AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)

定員 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方、どなたでも参加可能です。*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナーⅠ 13:45～14:30

起業家・労務初心者向け労働法入門

はじめて従業員を雇うにあたって、トラブルを未然に防ぐために経営者・労務管理担当者として最低限知っておくべき労働法上の義務について、「雇用指針」も踏まえ、一から解説します。

講師 三橋 要一郎 弁護士

仙台市雇用労働相談センター弁護士(弁護士法人 社協同阿部・佐藤法律事務所)

セミナーⅡ 14:40～15:25

最初が肝心! 労働契約の基礎知識

人を雇用した際、最初に行うのは労働契約の締結です。曖昧な取扱いをすると後々に大きなトラブルに繋がることがあります。労働契約の締結は、使用者と労働者が最初に取り交わす約束であり、何事も最初が肝心です。スタートで躓かないために、労働契約の基礎知識について解説いたします。

講師 山下 雅大 特定社会保険労務士

仙台市雇用労働相談センター相談員(社会保険労務士法人めぐみ事務所)

グループコンサルティング 15:25～16:10

数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

個別相談会 16:10～

*希望者のみ

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定届内容などについて、弁護士・社会保険労務士が無料で相談対応いたします。

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** (公財)仙台市産業振興事業団

後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市民活動サポートセンター)

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センター宛

会社名		ご住所	
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____)		不参加

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(6月28日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

**仙台市雇用労働
相談センターとは**

国家戦略特別区域法に基づき設置され、労働問題に精通した弁護士・社会保険労務士が公正中立の立場で個別労働紛争の防止のための相談対応やセミナーを実施しております。

■お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/

仙台ELCC

検索

営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日を除く)